食育グループいいたま会規約

(基本理念)

私たちは、「未来の子どもたちに遺せることはなんだろう?」この問いかけを胸に、食を通して健やかな身体と豊かな心、和やかな社会を創るために活動を続けます。生活スタイルの変化などで、食や命の大切さについて学ぶ機会や体験が少なくなっている今だからこそ、私達はその機会を作り、「生きること=食べること=命をいただくこと」を子どもたちに感じてもらい、「生きる力」の基盤を身に付けてもらいたいと考えます。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、食育グループいいたま会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を、大分県宇佐市大字石田127-1光楽ビル201に置く。

(目的)

第3条 本会は、「食を通して、未来の子どもたちのために健やかで豊かな心と身体と社会を創る」ことを目的とする。

(活動内容)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
 - (1)和食や郷土料理を中心とした料理会
 - (2)食育活動
 - (3)講演会の実施
 - (4)SNSを利用した情報提供
 - (5)その他、目的の達成に必要な活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の基本理念および目的に賛同して入会した個人及び団体とする。ただし、個人 会員は一世帯一会員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、入会金500円を納入するものとする。

(会費)

- 第7条 会員は、以下に定める会費を本会が指定する方法により納入するものとする。
 - (1)個人会員 年額500円
 - (2) 団体会員 年額1500円

(退会)

- 第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1)本人が死亡したとき。
 - (2)会費を3年以上納入しないとき。

第3章 役員

(役員の種類)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)会計 1名
 - (4) 監査役 1名
- 2 前項の役員は総会において選出する。

(役員の職務)

- 第10条 会長は、会を代表して会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 会計は、会の会計事務を処理する。
- 4 監査は、次の職務を行う。
 - (1)会の会計事務を監査すること。
 - (2)会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

- 第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。
 - (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

- 第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎年3月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに召集することができる。

(総会の招集)

- 第14条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の14日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

- 第15条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1)事業計画、事業報告に関する事項
 - (2)予算、決算に関する事項
 - (3)役員の選任及び解任に関する事項
 - (4)会則等の改正に関する事項
 - (5) その他の重要事項

(総会の定足数)

第16条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は、出 席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

- 第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2)会員の現在数及び出席者数。委任状を提出した会員も含む。
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4)議事の経過の概要及びその結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

- 第19条 会の中に役員会を置く。
- 2 役員会は、第9条に定める役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

- 第21条 役員会は会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1)総会に付すべき事項
 - (2)総会において議決された事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第6章 会計

(経費)

第22条 会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度及び会計年度)

第23条 会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第24条 会計の監査は随時これをすることができる。

(会計報告)

第25条 収支計算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付則

この会則は、平成25年5月1日から施行する。